

## 「新福祉事業脱退申出書」の様式変更及び記入方法の変更について

新福祉事業におきましては平成29年2月1日更新分より新たな保険「医療保障保険（充実型）」が新設されることとなりますが、これに伴い「新福祉事業脱退申出書」の様式及び記入方法を下記のとおり変更しましたのでお知らせいたします。

なお、当該申出書につきましては近日中に当組合ホームページ各種請求用紙ダウンロードにアップしますので、平成28年12月1日以降に脱退申し出をする場合は、変更後の様式にて申し出ていただきますようお願いいたします。

### 記

1. 「新福祉事業脱退申出書」の様式変更について  
脱退希望制度欄に「医療保障保険（充実型）」を追加しました。
2. 「新福祉事業脱退申出書」の記入方法の変更について（別添参照）
  - ・一部脱退をする場合において  
変更前：一部脱退をする場合は、脱退をしたい制度の欄に○をしてください。  
↓  
変更後：一部脱退をする場合は、脱退をしたい制度の欄に×をしてください。

担 当：総務課 新福祉担当 望月 T E L：055-232-7311 担 当：有限会社山梨市町村サービス 長坂 T E L：055-232-7321
--

別添

『新福祉事業脱退申出書』

所 属 所 名	
組 合 員 証 記 号 番 号	-
申 出 人 氏 名	㊟

次のとおり新福祉事業から脱退したいので、申し出ます。

脱 退 期 日

1 又は 2 を○で囲んだうえご記入ください。

1. 任意にて脱退

平成 年 月 控除分まで保険料払込 【払込最終月を記入】

加入内容について 【いずれかを○で囲んでください。】

① 全部脱退

② 一部を脱退 【下記の脱退希望制度についてお答えください。】

2. 退職にて脱退

平成 年 月 日にて退職 【退職日を記入してください。】

【遺族福祉年金制度（継続コース）に加入していない場合】

退職時に脱退となります。

ただし、継続特典として個人契約の保険に変更することが可能です。

⇒退職後制度の案内を希望されますか？（する ・ しない）

【遺族福祉年金制度（継続コース）に加入している場合】

現在、ご加入の制度を最長69歳まで継続加入することができます。

ただし、遺族福祉年金制度（基本コース）は退職時に脱退となります。

退職時の変更について 【いずれかを○で囲んでください。】

① 全部継続

② 一部を脱退 【下記の脱退希望制度についてお答えください。】

③ 退職時に全部脱退

一部脱退をする場合は、脱退希望

■変更点■

脱退をしたい制度の欄に×をすることとなりました。

脱退希望制度

一部脱退をする場合は、脱退をしたい制度の欄に×をしてください。

	本人	配偶者	子ども
遺族福祉年金制度（基本コース）	■		
遺族福祉年金制度（継続コース）			／
医療保障保険			
医療保障保険（充実型）			
医療保障保険（ケガ通院）			
総合医療保険			／
重病支援制度			／
7大疾病保障特約※			／
がん・上皮内新生物保障特約※			／
退職後継続制度			／

記載をお願いします。

※7大疾病保障特約、がん上皮内新生物保障特約の加入資格は、重病支援制度の加入が必要になります。

(加入者→所属所共済組合事務主管課→共済組合)